

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

附 屬 資 料

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県県税条例 新旧対照表	1
2 高相合同庁舎新築工事（電気）の概要	2
3 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	4
4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の 新旧対照表・給料表	9
5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例関連の新旧対照表【総務局関係】	24
6 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例関連の新旧対照表	26
7 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	31

1 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第81条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例)</p> <p>第23条 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、<u>令和9年度から令和13年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 所得割の税率は、第9条の規定にかかわらず、<u>100分の4.018</u>（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、<u>100分の2.018</u>）とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第1条～第81条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例)</p> <p>第23条 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 所得割の税率は、第9条の規定にかかわらず、<u>100分の4.025</u>（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、<u>100分の2.025</u>）とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第24条 (略)</p>

2 高相合同庁舎新築工事（電気）の概要

（1）工事名称 高相合同庁舎新築工事（電気）

（2）工事場所 相模原市南区相模大野六丁目3957番1

（3）主な建物 鉄筋コンクリート造 地上5階建 延床面積 約6,219m²

（4）議会案件

	名称	請負契約者	請負契約金額
定 県 第 128 号	高相合同庁舎新築工事 (電気)	株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利	864,342,930円 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税の額 78,576,630 円)

入札執行状況調書

工事名称 高相合同庁舎新築工事（電気）

- 1 開札年月日 令和7年9月11日
- 2 落札額 864,342,930円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 78,576,630円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
844,910,000	785,766,300	785,766,300

(別表)

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
株式会社 光陽電業社	川崎市中原区新丸子東	小川 公利	785,766,300	落札
稻葉電気興業 株式会社	相模原市中央区清新	古川 豊		辞退
大野重電土木 株式会社	相模原市緑区大島	大野 桂		辞退
井上電気 株式会社	海老名市大谷北	可兒 克利		辞退
株式会社 弘陽電設	厚木市上荻野	井上 拓紀		辞退
たちばな無線 株式会社	綾瀬市小園	笠間 博幸		辞退
佐藤電工 株式会社	厚木市岡田	佐藤 慎哉	785,691,900	※失格
湘南送電工事 株式会社	藤沢市西俣野	藤木 徹也		入札書不着
京浜電設 株式会社	横浜市神奈川区松見町	福島 佳孝		入札書不着

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

3 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

＜第1条関係＞

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

＜第2条関係＞

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表
 <第5条関係>

改 正	現 行
<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の53.25</u></p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の51.75</u></p>

<第6条関係>

改 正	現 行
<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の105</u> (3) 3月末満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の53.25</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表

＜第7条関係＞

改 正	現 行
<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の53.25</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の51.75</u></p>

＜第8条関係＞

改 正	現 行
<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の105</u> (3) 3月末満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月末満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月末満 <u>100分の53.25</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

＜第9条関係＞

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

＜第10条関係＞

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の177.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の106.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の53.25</u></p>

4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表
<第1条関係>

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (地域手当)	第1条～第9条 (略) (地域手当)
第9条の2 (略)	第9条の2 (略)
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.50</u> を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の12.45</u> を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)
第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)	第9条の3・第9条の4 (略) (通勤手当)
第9条の5 (略)	第9条の5 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万8,700円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万1,600円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)
第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)	第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

改 正	現 行
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)	第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の60</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
第16条の2～第22条 (略) 附 則	第16条の2～第22条 (略) 附 則
1～4 (略)	1～4 (略)
5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び第5項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。	5 前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第5条第4項及び第5項ただし書の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。

改 正	現 行
6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から <u>第5項までの規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</u>	6 附則第4項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から <u>第4項まで及び第5項ただし書の規定にかかわらず、附則第4項の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</u>
7~16 (略)	7~16 (略)
別表第1~別表第11 (略)	別表第1~別表第11 (略)

<第2条関係>

改 正	現 行
第1条~第2条 (略) (給料表)	第1条~第2条 (略) (給料表)
第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)~(5) (略) (6) <u>教育職給料表 (別表第6)</u> (7) <u>研究職給料表 (別表第7)</u> (8) <u>医療職給料表(1) (別表第8)</u> (9) <u>医療職給料表(2) (別表第9)</u> (10) <u>医療職給料表(3) (別表第10)</u> (11) <u>福祉職給料表 (別表第11)</u>	第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)~(5) (略) (新規) (6) <u>研究職給料表 (別表第6)</u> (7) <u>医療職給料表(1) (別表第7)</u> (8) <u>医療職給料表(2) (別表第8)</u> (9) <u>医療職給料表(3) (別表第9)</u> (10) <u>福祉職給料表 (別表第10)</u>
2 (略) (職務の級)	2 (略) (職務の級)
第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表 <u>(別表第12)</u> に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。	第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表 <u>(別表第11)</u> に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。
2 (略)	2 (略)
第5条~第9条の4 (略) (通勤手当)	第5条~第9条の4 (略) (通勤手当)
第9条の5 (略)	第9条の5 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)

改 正	現 行
(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>6万6,400円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、 <u>3万8,700円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
(3) (略)	(3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)
第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)	第9条の6～第14条の3 (略) (期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)	第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及

改 正	現 行
びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の126.25</u> ）を乗じて得た額の総額	びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の61.25</u> ）を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
第16条の2～第22条 (略)	第16条の2～第22条 (略)

○学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
<附則第10項関係>

改 正	現 行
(会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償)	(会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償)
第22条の2 (略)	第22条の2 (略)
2 基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。	2 基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 医師及び歯科医師 給与 <u>条例第3条第1項第8号</u> の医療職給料表(1)の2級	(5) 医師及び歯科医師 給与 <u>条例第3条第1項第7号</u> の医療職給料表(1)の2級
(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第9号</u> の医療職給料表(2)の2級	(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第8号</u> の医療職給料表(2)の2級
(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第10号</u> の医療職給料表(3)の2級	(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第9号</u> の医療職給料表(3)の2級
(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第11号</u> の福祉職給料表の1級	(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与 <u>条例第3条第1項第10号</u> の福祉職給料表の1級
3・4 (略)	3・4 (略)

改 正	現 行
5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当（第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は <u>第8号から第11号まで</u> に掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。	5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当（第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は <u>第7号から第10号まで</u> に掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。
6～9 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当)	6～9 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当)
第22条の3 (略)	第22条の3 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は <u>第8号から第11号まで</u> に掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当を支給する。	6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は <u>第7号から第10号まで</u> に掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当を支給する。
7・8 (略)	7・8 (略)

行政職給料表(1)(令和7年度の改定)

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	1	195,800	12,300	242,000	12,000	276,300	11,000	309,800	11,000	332,600	11,300
	2	196,900	12,300	243,300	11,800	277,300	11,000	311,300	11,000	334,400	11,300
	3	198,100	12,300	244,700	11,700	278,300	11,000	312,700	10,900	336,200	11,300
	4	199,200	12,300	246,100	11,600	279,300	11,000	314,100	10,900	337,900	11,300
	5	200,300	12,300	247,500	11,500	280,300	11,000	315,500	10,900	339,600	11,300
	6	202,000	12,300	248,900	11,400	281,300	11,000	316,600	10,900	341,300	11,300
	7	203,600	12,300	250,300	11,300	282,200	10,900	317,600	10,900	343,000	11,300
	8	205,200	12,300	251,700	11,200	283,200	10,900	318,800	10,900	344,600	11,200
	9	206,700	12,200	253,100	11,100	284,200	10,900	320,000	10,900	346,200	11,200
	10	208,400	12,200	254,300	10,900	285,200	10,900	321,600	10,900	347,900	11,200
	11	210,000	12,200	255,600	10,800	286,200	10,900	323,200	10,900	349,600	11,200
	12	211,600	12,200	256,900	10,700	287,200	10,800	324,800	10,900	351,200	11,200
	13	213,100	12,100	258,100	10,700	288,200	10,800	326,200	10,800	352,700	11,200
	14	214,800	12,100	259,300	10,700	289,500	10,800	327,800	10,800	354,300	11,200
	15	216,500	12,100	260,500	10,700	290,800	10,800	329,400	10,800	355,900	11,200
	16	218,200	12,100	261,700	10,700	292,000	10,800	331,000	10,800	357,400	11,200
	17	219,400	12,000	262,800	10,700	293,200	10,700	332,400	10,700	358,800	11,200
	18	221,000	12,000	263,900	10,700	294,500	10,700	334,100	10,700	360,500	11,200
	19	222,600	12,000	265,000	10,700	295,700	10,700	335,700	10,700	362,100	11,200
	20	224,100	12,000	266,100	10,700	296,900	10,700	337,300	10,700	363,700	11,200
	21	225,600	12,000	267,000	10,600	297,900	10,600	338,700	10,700	364,800	11,100
	22	227,200	12,000	268,000	10,600	299,100	10,600	340,400	10,700	366,300	11,100
	23	228,800	12,000	269,000	10,600	300,300	10,500	342,100	10,700	367,800	11,100
	24	230,400	12,000	270,000	10,600	301,600	10,500	343,700	10,700	369,300	11,100
	25	232,000	12,000	271,000	10,600	302,900	10,500	344,900	10,700	371,000	11,100
	26	233,700	12,000	271,900	10,600	303,900	10,500	346,800	10,700	372,800	11,100
	27	235,000	12,000	272,700	10,500	304,900	10,500	348,500	10,700	374,400	11,000
	28	236,300	12,000	273,600	10,500	305,900	10,400	350,100	10,700	376,100	11,000
	29	237,600	12,000	274,400	10,500	307,000	10,400	351,600	10,700	377,500	11,000
	30	238,700	12,000	275,200	10,500	308,200	10,400	353,200	10,700	378,800	11,000
	31	239,800	12,000	276,000	10,500	309,300	10,400	354,800	10,700	380,000	11,000
	32	240,900	12,000	276,700	10,400	310,500	10,400	356,400	10,700	381,400	11,000
	33	242,000	12,000	277,400	10,400	311,600	10,300	358,100	10,700	382,500	11,000
	34	242,900	11,800	278,200	10,400	312,900	10,300	359,900	10,700	383,400	11,000
	35	243,800	11,600	279,000	10,400	314,200	10,300	361,700	10,700	384,400	11,000
	36	244,800	11,500	279,600	10,300	315,500	10,300	363,500	10,700	385,400	10,900
	37	245,800	11,400	280,300	10,300	316,700	10,200	365,000	10,700	386,200	10,900
	38	246,700	11,300	281,100	10,300	318,000	10,200	366,400	10,700	387,100	10,900
	39	247,600	11,200	281,800	10,200	319,300	10,200	367,800	10,700	388,000	10,900
	40	248,400	11,100	282,500	10,200	320,600	10,200	369,200	10,700	388,800	10,900
	41	249,200	11,000	283,200	10,200	321,900	10,200	370,700	10,700	389,600	10,900
	42	249,900	10,800	283,900	10,100	323,100	10,100	371,500	10,700	390,400	10,900
	43	250,500	10,600	284,600	10,000	324,400	10,100	372,400	10,600	391,200	10,900
	44	251,100	10,400	285,300	10,000	325,500	10,100	373,400	10,600	391,900	10,900

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	251,800	10,400	286,000	10,000	326,400	10,100	374,300	10,600	392,600	10,900
	46	252,400	10,400	286,600	9,900	327,700	10,100	375,400	10,600	393,300	10,900
	47	253,000	10,400	287,300	9,900	329,000	10,100	376,300	10,600	394,000	10,900
	48	253,600	10,400	287,900	9,800	330,300	10,100	377,300	10,600	394,700	10,900
	49	254,100	10,300	288,600	9,800	331,400	10,000	378,200	10,600	395,200	10,900
	50	254,700	10,300	289,200	9,700	332,700	10,000	378,900	10,600	395,800	10,900
	51	255,300	10,300	289,900	9,700	333,900	10,000	379,600	10,600	396,400	10,900
	52	255,800	10,300	290,600	9,700	335,100	10,000	380,200	10,600	397,100	10,900
	53	256,200	10,200	291,100	9,600	336,400	10,000	380,600	10,600	397,500	10,900
	54	256,600	10,200	291,700	9,500	337,400	9,900	381,200	10,600	398,100	10,900
	55	256,900	10,200	292,300	9,500	338,500	9,900	381,800	10,500	398,700	10,900
	56	257,200	10,200	293,000	9,500	339,600	9,900	382,500	10,500	399,200	10,900
	57	257,500	10,200	293,600	9,500	340,300	9,900	382,800	10,500	399,600	10,900
	58	257,800	10,200	294,200	9,400	341,200	9,900	383,500	10,500	400,200	10,900
	59	258,100	10,200	294,800	9,400	341,900	9,900	384,200	10,500	400,800	10,900
	60	258,400	10,200	295,500	9,400	342,700	9,900	384,800	10,500	401,300	10,900
	61	258,700	10,200	296,100	9,400	343,500	9,900	385,100	10,500	401,700	10,900
	62	259,000	10,200	296,700	9,300	343,900	9,900	385,600	10,500	402,200	10,900
	63	259,300	10,200	297,200	9,200	344,400	9,800	386,200	10,500	402,700	10,900
	64	259,600	10,200	297,700	9,200	345,100	9,800	386,800	10,500	403,300	10,900
	65	259,900	10,200	298,200	9,200	345,900	9,800	387,100	10,500	403,600	10,900
	66	260,200	10,200	298,800	9,200	346,600	9,800	387,700	10,500	404,000	10,900
	67	260,500	10,200	299,300	9,200	347,300	9,800	388,400	10,500	404,300	10,800
	68	260,800	10,200	299,900	9,200	347,900	9,800	389,000	10,500	404,700	10,800
	69	261,100	10,200	300,300	9,100	348,400	9,800	389,400	10,500	405,000	10,800
	70	261,400	10,200	300,800	9,100	349,000	9,800	389,900	10,500	405,300	10,800
	71	261,700	10,200	301,300	9,000	349,500	9,800	390,500	10,500	405,600	10,800
	72	262,000	10,200	301,900	9,000	350,100	9,800	391,000	10,500	405,800	10,800
	73	262,300	10,200	302,400	9,000	350,400	9,800	391,500	10,500	406,000	10,800
	74	262,600	10,200	302,800	8,900	350,900	9,800	392,100	10,500	406,300	10,800
	75	262,900	10,200	303,100	8,800	351,200	9,700	392,500	10,400	406,600	10,800
	76	263,200	10,200	303,400	8,800	351,600	9,700	392,800	10,400	406,800	10,800
	77	263,500	10,200	303,600	8,800	352,000	9,700	393,200	10,400	407,000	10,800
	78	263,800	10,200	303,900	8,800	352,500	9,700	393,700	10,400	407,300	10,800
	79	264,100	10,200	304,100	8,800	353,000	9,700	394,100	10,400	407,600	10,800
	80	264,400	10,200	304,400	8,800	353,500	9,700	394,500	10,400	407,800	10,800
	81	264,700	10,200	304,600	8,800	353,800	9,700	394,900	10,400	408,000	10,800
	82	265,000	10,200	304,800	8,800	354,200	9,700	395,400	10,400	408,300	10,800
	83	265,300	10,200	305,100	8,800	354,600	9,700	395,800	10,400	408,600	10,800
	84	265,600	10,200	305,300	8,800	355,000	9,700	396,200	10,400	408,800	10,800
	85	265,900	10,200	305,600	8,800	355,300	9,700	396,500	10,400	409,000	10,800
	86	266,200	10,200	305,800	8,700	355,700	9,700	397,000	10,400	409,300	10,800
	87	266,500	10,200	306,100	8,700	356,100	9,700	397,400	10,400	409,600	10,800
	88	266,800	10,200	306,400	8,700	356,500	9,700	397,800	10,400	409,800	10,800

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	267,100	10,200	306,700	8,700	356,700	9,700	398,100	10,400	410,000	10,800
	90	267,400	10,200	307,000	8,700	357,100	9,700	398,600	10,400	410,300	10,800
	91	267,700	10,200	307,300	8,700	357,500	9,700	399,000	10,400	410,600	10,800
	92	268,000	10,200	307,600	8,600	357,900	9,700	399,400	10,400	410,800	10,800
	93	268,300	10,200	307,800	8,600	358,100	9,700	399,700	10,400	411,000	10,800
	94			308,000	8,600	358,400	9,600	400,200	10,400		
	95			308,300	8,600	358,800	9,600	400,600	10,400		
	96			308,700	8,600	359,100	9,600	401,000	10,400		
	97			308,900	8,600	359,400	9,600	401,300	10,400		
	98			309,200	8,600	359,800	9,600				
	99			309,500	8,500	360,200	9,600				
	100			309,900	8,500	360,600	9,600				
	101			310,100	8,500	361,100	9,600				
	102			310,400	8,500	361,500	9,600				
	103			310,700	8,500	361,900	9,600				
	104			311,000	8,500	362,300	9,600				
	105			311,200	8,500	362,800	9,600				
	106			311,500	8,500	363,200	9,600				
	107			311,800	8,500	363,500	9,600				
	108			312,100	8,500	363,800	9,600				
	109			312,300	8,500	364,200	9,500				
	110			312,600	8,400						
	111			313,000	8,400						
	112			313,300	8,400						
	113			313,500	8,400						
	114			313,700	8,400						
	115			314,000	8,400						
	116			314,400	8,400						
	117			314,600	8,400						
	118			314,800	8,400						
	119			315,100	8,400						
	120			315,400	8,400						
	121			315,700	8,300						
	122			315,900	8,300						
	123			316,200	8,300						
	124			316,500	8,300						
	125			316,800	8,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	円	8,300	基 準 給料月額	円	基 準 給料月額	円	基 準 給料月額	円	
		200,300		248,700		269,500		290,100		305,700	10,800

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額								
	1	円 366,800	円 11,600	円 420,700	円 12,400	円 471,900	円 13,600	円 525,300	円 15,100	円 567,100	円 16,300
	2	368,500	11,600	422,600	12,400	477,200	13,400	532,000	14,900	574,100	16,100
	3	370,100	11,600	424,500	12,400	482,100	13,300	537,100	14,800	580,000	15,900
	4	371,700	11,600	426,300	12,400	486,700	13,200	541,300	14,700	584,800	15,700
	5	373,300	11,600	428,100	12,400	490,700	13,200	544,700	14,600	588,800	15,700
	6	375,100	11,600	429,900	12,400	494,100	13,100	547,900	14,500	591,700	15,600
	7	376,600	11,600	431,700	12,400	497,000	13,000	550,800	14,400	594,100	15,500
	8	378,200	11,600	433,500	12,400	499,500	13,000	553,300	14,400	596,000	15,400
	9	379,500	11,500	435,100	12,400	501,500	13,000	555,300	14,400		
	10	381,100	11,500	436,600	12,400						
	11	382,700	11,500	438,100	12,400						
	12	384,200	11,500	439,600	12,400						
	13	386,100	11,500	441,100	12,400						
	14	388,000	11,500	442,400	12,400						
	15	389,900	11,500	443,700	12,400						
	16	391,700	11,500	444,900	12,400						
	17	393,200	11,500	446,100	12,400						
	18	395,000	11,500	447,400	12,400						
	19	396,700	11,500	448,700	12,400						
	20	398,300	11,500	449,900	12,400						
	21	400,000	11,500	451,100	12,400						
	22	401,400	11,500	451,900	12,400						
	23	402,800	11,500	452,700	12,400						
	24	404,200	11,500	453,500	12,400						
	25	405,600	11,500	454,100	12,400						
	26	406,800	11,500	454,700	12,400						
	27	408,000	11,500	455,300	12,400						
	28	409,000	11,500	455,900	12,400						
	29	410,100	11,500	456,600	12,400						
	30	411,300	11,500	457,400	12,400						
	31	412,400	11,500	457,800	12,400						
	32	413,500	11,500	458,500	12,400						
	33	414,200	11,500	459,000	12,400						
	34	414,900	11,500	459,400	12,400						
	35	415,500	11,400	459,800	12,400						
	36	416,200	11,400	460,200	12,400						
	37	416,800	11,400	460,600	12,400						
	38	417,400	11,400	460,900	12,300						
	39	417,900	11,400	461,200	12,200						
	40	418,300	11,400	461,500	12,200						
	41	418,700	11,400	461,800	12,200						
	42	418,900	11,400	462,100	12,100						
	43	419,200	11,400	462,400	12,100						
	44	419,500	11,400	462,700	12,100						

職員の区分	職務の級	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	419,800	11,400	463,000	12,100						
	46	420,100	11,400	463,300	12,000						
	47	420,400	11,400	463,600	12,000						
	48	420,700	11,400	463,900	12,000						
	49	420,900	11,400	464,200	12,000						
	50	421,200	11,400								
	51	421,400	11,300								
	52	421,700	11,300								
	53	421,900	11,300								
	54	422,200	11,300								
	55	422,500	11,300								
	56	422,800	11,300								
	57	423,000	11,300								
	58	423,300	11,300								
	59	423,600	11,300								
	60	423,800	11,300								
	61	424,000	11,300								
	62	424,300	11,300								
	63	424,600	11,300								
	64	424,800	11,300								
	65	425,000	11,300								
	66	425,300	11,300								
	67	425,600	11,300								
	68	425,800	11,300								
	69	426,000	11,300								
	70	426,300	11,300								
	71	426,600	11,300								
	72	426,800	11,300								
	73	427,000	11,300								
	74	427,300	11,300								
	75	427,600	11,300								
	76	427,800	11,300								
	77	428,000	11,300								
	78	428,300	11,300								
	79	428,600	11,300								
	80	428,800	11,300								
	81	429,000	11,300								
	82										
	83										
	84										
	85										
	86										
	87										
	88										

職員 の区 分	職務 の級	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	89		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	90										
	91										
	92										
	93										
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	11,300	基 準 給料月額	12,100	基 準 給料月額	13,000	基 準 給料月額	14,400	基 準 給料月額	15,400
		円		円		円		円		円	
		<u>331,900</u>		<u>374,800</u>		<u>409,200</u>		<u>462,400</u>		<u>544,100</u>	

行政職給料表(1)(令和8年度の改定)

下線部が号給の見直しに伴う号給

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100	
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300		
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600				
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100				
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600				
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100				
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400				
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700				
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900				
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100				
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400				
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700				
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900				
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100				
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900				
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700				
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500				
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100				
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700				
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300				
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900				
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600				
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400				
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800				
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500				
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000				
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400				
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800				
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200				
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600				
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900				
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200				
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500				
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800				
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100				
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400				
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700				

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,000			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,000			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,000			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	463,000			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	463,000			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	463,000			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	463,000			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	463,000			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	463,000			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	463,000			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	463,000			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	463,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	463,000			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	463,000			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	463,000			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	463,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	463,000			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	463,000			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	463,000			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	463,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	463,000			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	463,000			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	463,000			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	463,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	463,000			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	463,000			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	463,000			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	463,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,000	463,000			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,000	463,000			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,000	463,000			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	427,000	463,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	427,000	463,000			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	427,000	463,000			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	427,000	463,000			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	427,000	463,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	427,000	463,000			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	427,000	463,000			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	427,000	463,000			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	427,000	463,000			
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	410,000	427,000	463,000			
	87	266,500	306,100	356,100	397,500	410,000	427,000	463,000			
	88	266,800	306,400	356,500	398,000	410,000	427,000	463,000			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号給	給料月額	給料月額							
	89	267,100	306,700	356,700	—	—	—	—	—	—	—
	90	267,400	307,000	357,100	—	—	—	—	—	—	—
	91	267,700	307,300	357,500	—	—	—	—	—	—	—
	92	268,000	307,600	357,900	—	—	—	—	—	—	—
	93	268,300	307,800	358,100	—	—	—	—	—	—	—
	94		308,000	358,400	—	—	—	—	—	—	—
	95		308,300	358,800	—	—	—	—	—	—	—
	96		308,700	359,100	—	—	—	—	—	—	—
	97		308,900	359,400	—	—	—	—	—	—	—
	98		309,200	359,800	—	—	—	—	—	—	—
	99		309,500	360,200	—	—	—	—	—	—	—
	100		309,900	360,600	—	—	—	—	—	—	—
	101		310,100	361,100	—	—	—	—	—	—	—
	102		310,400	361,500	—	—	—	—	—	—	—
	103		310,700	361,900	—	—	—	—	—	—	—
	104		311,000	362,300	—	—	—	—	—	—	—
	105		311,200	362,800	—	—	—	—	—	—	—
	106		311,500	363,200	—	—	—	—	—	—	—
	107		311,800	363,500	—	—	—	—	—	—	—
	108		312,100	363,800	—	—	—	—	—	—	—
	109		312,300	364,200	—	—	—	—	—	—	—
	110		312,600	—	—	—	—	—	—	—	—
	111		313,000	—	—	—	—	—	—	—	—
	112		313,300	—	—	—	—	—	—	—	—
	113		313,500	—	—	—	—	—	—	—	—
	114		313,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	115		314,000	—	—	—	—	—	—	—	—
	116		314,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	117		314,600	—	—	—	—	—	—	—	—
	118		314,800	—	—	—	—	—	—	—	—
	119		315,100	—	—	—	—	—	—	—	—
	120		315,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	121		315,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	122		315,900	—	—	—	—	—	—	—	—
	123		316,200	—	—	—	—	—	—	—	—
	124		316,500	—	—	—	—	—	—	—	—
	125		316,800	—	—	—	—	—	—	—	—
定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	基準給料月額	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	248,700	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100	

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表

＜第1条関係＞

改 正	現 行
<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子及び民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者（第16条の4第1項において「委託児童等」という。）を含む。同項、第18条の2第1項第3号及び別表第2を除き、以下同じ。）であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(子の看護等休暇)</p> <p>第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している子を含む。）をいう。）を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき<u>6日</u>（当該子が2人の場合にあつては<u>12日</u>、<u>3人以上の場合にあつては15日</u>）の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p>	<p>(育児休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第15条の6第1項を除き、以下同じ。）であつて生後1年6月に達しないものを育てる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、その願い出に基づき、育児休暇を与えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(子の看護等休暇)</p> <p>第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき<u>5日</u>（当該子が<u>1人</u>であつて、かつ、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日</u>、<u>2人以上の場合にあつては10日</u>）の範囲内で、子の看護等休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p>

改 正	現 行
第15条の5 任命権者は、職員の配偶者又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。	第15条の5 任命権者は、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第16条第6号を除き、以下同じ。）又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。
2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるとときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の <u>全て</u> を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>全て</u> を与えることができるものとする。 (子育て部分休暇)	2 育児参加休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるとときは、時間を単位として与えることができるものとし、前項に規定する職員がその残日数の <u>すべて</u> を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>すべて</u> を与えることができるものとする。 (子育て部分休暇)
第16条の4 任命権者は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子（委託児童等を含む。第18条の2第1項第3号及び別表第2において同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。	第16条の4 任命権者は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。
2・3 (略)	2・3 (略)

6 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
(第1条関係)

改 正	現 行																												
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																												
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 428,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>491,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>556,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>642,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>851,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 428,000	2	491,000	3	556,000	4	642,000	5	746,000	6	851,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>824,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000
号給	給料月額																												
1	円 428,000																												
2	491,000																												
3	556,000																												
4	642,000																												
5	746,000																												
6	851,000																												
号給	給料月額																												
1	円 414,000																												
2	475,000																												
3	538,000																												
4	621,000																												
5	722,000																												
6	824,000																												
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 358,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>395,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>424,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 358,000	2	395,000	3	424,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>382,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>410,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 346,000	2	382,000	3	410,000												
号給	給料月額																												
1	円 358,000																												
2	395,000																												
3	424,000																												
号給	給料月額																												
1	円 346,000																												
2	382,000																												
3	410,000																												
3～5 (略) (給与条例の適用除外等)	3～5 (略) (給与条例の適用除外等)																												
第6条 (略)	第6条 (略)																												
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中																												

改 正	現 行
「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。	「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表

〈第2条関係〉

新	旧
(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈第3条関係〉

新	旧																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 405,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>765,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>893,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>740,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>864,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																
1	円 405,000																																
2	455,000																																
3	508,000																																
4	574,000																																
5	655,000																																
6	765,000																																
7	893,000																																
号給	給料月額																																
1	円 392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
2・3 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)	2・3 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略)																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受け	2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職																																

新	旧
る職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。	員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。
3・4 (略)	3・4 (略)

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
〈第4条関係〉

新	旧
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定

新	旧
規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。	により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。
3・4 (略)	3・4 (略)

7 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）

新旧対照表

＜第1条関係＞

改 正	現 行
<p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の235</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の141</u> (3) 3月未満 <u>100分の70.5</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の138</u> (3) 3月未満 <u>100分の69</u></p> <p>3 (略)</p>

＜第2条関係＞

改 正	現 行
<p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の139.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の69.75</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の235</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の141</u> (3) 3月未満 <u>100分の70.5</u></p> <p>3 (略)</p>